〇正誤表

別紙2 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

<電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正 新旧対照表>

正 (修正箇所は赤字で記載)		誤 (修正箇所は赤字で記載)	
改 旧 後	改 卍 油	改 正 後	松 出 症
[霊ゆ]	とみなす。 ても、当該単位区域は引き続き同号に該当するもの当該単位区域が同号に該当しなくなった場合にあっの五第二項第二号に該当する単位区域については、3 この省令の施行の際現に新施行規則第四十条の人	22 聖孫	とみなす。 ても、当該単位区域は引き続き同号に該当するもの当該単位区域が同号に該当しなくなった場合にあっの五第二項第二号に該当する単位区域については、 2 この省令の施行の際現に新施行規則第四十条の八
4 [泰] 2 [泰] 2 [泰]	12	∞~10 [盤]	ი [厘刊]